

鹿児島玉龍高等学校 平成24年度  
**帰国生徒等特別入学者選抜募集要項**

鹿児島玉龍高等学校  
〒892-0806 鹿児島市池之上町20番57号  
TEL (099) 247-7161  
FAX (099) 248-3160

## 1 募集枠

募集定員の若干名

## 2 出願資格

次の(1)～(3)のいずれかに該当する者で、かつ、次のア、イのいずれにも該当する者(帰国生徒及び外国人生徒)とする。

- (1) 平成24年3月に中学校又はこれに準ずる学校を卒業する見込みの者
- (2) 中学校又はこれに準ずる学校を卒業した者
- (3) 学校教育法施行規則第95条に該当する者

ア 原則として、外国における在学期間が継続して3年以上で、帰国又は来日後3年以内であること。

イ 保護者が県内に居住しているか、平成24年4月6日までに県内に居住予定であること。ただし、保護者が引き続き外国に居住する場合は、県内に保護者に代わる身元引受人が居住していること。

## 3 出願期間

平成24年1月23日(月)から1月27日(金)正午(必着)までとする。  
受付時間は、締切日を除き、平日の午前8時30分から午後4時30分までとする。

## 4 出願手続

- (1) 帰国生徒等入学願書の提出は、1人1校1学科に限る。
- (2) 帰国生徒等入学志願者は、在学している中学校の校長又は卒業した中学校の校長を経て本校校長に、**本校所定の帰国生徒等入学願書**(左上肩に「帰国生徒等」と朱書されたもの)を提出し、入学検定料としての**現金2,100円**(現金書留または郵便為替でもよい。本校では県立高等学校の入学願書に使用する収入証紙では受け付けない。)を納入する。
- (3) 中学校長は、出願期間内に次の書類を本校校長に提出する。
  - ① **帰国生徒等の入学者選抜等適用申請書**(様式15)  
日本に出身中学校がない場合は、中学校長の証明は必要ないが、他の証明資料等があれば提示する。
  - ② **本校所定の帰国生徒等入学願書**(左肩に「帰国生徒等」と朱書してある)  
帰国生徒等入学願書の受検票に、上半身の写真を貼付する。(縦4cm×横3cmの大きさとし、色は白黒またはカラーのどちらでもよい。裏面に氏名と出身中学校名を必ず記入する。)
  - ③ **調査書**(様式4)
  - ④ **成績一覧表**(様式5-1, 5-2)
  - ⑤ **帰国生徒等特別入学者選抜出願者総括表**(様式2-2)

※ なお、最終学年が外国における現地校の場合には、③については成績証明書又はこれに代わるものでよいが、④については提出する必要はない。

## 5 面接及び作文

(1) 面接及び作文を帰国生徒等入学志願者全員に実施する。

(2) 期日・会場及び携行品

ア 期日 …… 平成24年2月7日(火) 午前8時50分集合  
イ 会場 …… 鹿児島玉龍高等学校  
ウ 携行品 …… 受検票、筆記用具、上履、昼食

## 6 選抜方法

選抜は、中学校長から提出された調査書及び本校で実施する面接(口頭試問を含む)、作文等を総合的に判断して行う。

## 7 選抜結果の通知及び発表等

- (1) 選抜結果については、平成24年2月13日(月)に中学校長あて電話で連絡するとともに、帰国生徒等特別入学者選抜結果通知書(様式11)及び帰国生徒等特別入学許可予定通知書(様式12)を送付する。
- (2) 帰国生徒等特別入学許可予定者は、平成24年2月17日(金)までに、**入学確約書**(様式14)を本校校長あて提出することとし、原則として、本県公立高等学校入学者選抜学力検査を受検することはできない。
  - ア 帰国生徒等特別入学許可予定者については、本校における入学者選抜学力検査は行わない。
  - イ 帰国生徒等特別入学許可予定者の合格発表は、本県公立高等学校入学者選抜における合格者として、平成24年3月14日(水)午前11時以後、本校で行う。
  - ウ 合格者は、平成24年3月15日(木)午後2時、保護者同伴で本校体育館に集合する。その際、受検票及び筆記用具、上履きを持参する。
- (3) 帰国生徒等特別入学者選抜の結果不合格になった者は、改めて本県公立高等学校入学者選抜学力検査を受検することができる。
  - ア 帰国生徒等特別入学者選抜に引き続き本校を志願する場合  
**帰国生徒等特別入学者選抜の受検票**を、**出願期間内**に本校校長へ提出し、改めて入学者選抜学力検査の受検票の交付を受けるものとする。入学願書、調査書の提出及び入学検定料の納入は必要としない。
  - イ 志願先が本校と異なる場合  
アの手続きをとった上で、出願変更期間内に所定の手続きをとるものとする。

## 8 備考

不明な点がある場合は、中学校長を通して本校に問い合わせること。